

# 台湾向けりんご等生果実 生産園地等登録申請に 係る手続き等について

青森県りんご果樹課

令和7年4月22日



# 説明項目

1. 選果こん包施設等の登録
2. 選果こん包の実施
3. 台湾当局検査官による査察
4. 台湾向けりんごの農薬残留基準の遵守

# 1. 選果こん包施設等の登録（実施要領第3）

【注意】 令和7年産りんご等生果実を輸出したい意向がある事業者は、  
登録申請手続きが必要です（毎年申請）。

（1）選果こん包施設の責任者が作成し、  
県（りんご果樹課）に提出する書類

- ① 選果こん包施設登録申請書  
（二国間生果実実施要領第3号様式）
- ② 生産者名簿（別紙様式）及び、
- ③ 自己診断チェックリスト（別紙様式）

【提出期限】

令和7年5月16日（金）  
必着（県にEメール提出）

提出方法

【Eメール】 [ringo@pref.aomori.lg.jp](mailto:ringo@pref.aomori.lg.jp)（青森県りんご果樹課）

どうしてもEメールで提出できない場合

→ 郵送〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県りんご果樹課 流通加エグループ宛

※当申請書の提出後（登録済みも含む）、その記載内容に変更があったときは、  
速やかに変更後の申請書を県りんご果樹課へ再提出して下さい。

# 1.選果こん包施設等の登録（実施要領第3・4）

## ① 生産園地の要件

- 選果こん包施設と同一県内に所在すること
- **防除暦（各自準備すること。）**に基づく的確な防除の実施
- **生産園地情報（生産者氏名、住所等）及び防除記録の保管** など

## ② 選果こん包施設の要件

県では、**5月下旬から**、申請選果こん包施設を対象とした、**巡回確認**を実施予定。

- **選果技術員**（選果技術員研修（6月下旬）を受講した者）の配置
- **登録生産園地のりんご等生果実を選果**
- 十分な照明設備及び選果設備
- 施設内における**粘着式トラップの設置と調査記録**（第2号様式）
- **夜間作業の制限（4/1～10/31）**（施設開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆等により、夜間作業は可能）
- 登録生産園地以外で生産された生果実の同時こん包の禁止（4/1～10/31）
- 病虫害被害果の適切な処理 など

## 2.選果こん包の実施

□ 防除記録が記録・保管されている生産園地の生果実を選果こん包すること。

□ モモシンクイガやアザミウマ類など検疫対象病害虫の寄生果実除去等適切な選果を徹底すること。

### 【モモシンクイガが発見された場合】

#### <輸出検査時>

- 当該荷口の輸出禁止
- 当該選果こん包施設及び当該生産園地の輸出停止
- 原因究明と改善措置の報告 など

#### <輸入検査時>

- 当該荷口の返送または廃棄（当該選果こん包施設及び当該生産園地の輸出停止）
- 当該県の全品目輸出停止（再度発見された場合、日本産の全品目輸出停止）
- 原因究明と改善措置の報告 など

### 3.台湾当局検査官による査察

#### <スケジュール（想定）>

- 8月下旬～ 農水省から実施に係る情報提供
- 9月中旬～ 県による事前確認及び指導
- 9月下旬～10月上旬：査察の実施(関係書類、選果こん包施設及び生産園地の確認)

#### <準備する関係書類>

- 選果場見取図、査察対象生産園地の園地図及び位置図
- 防除暦、防除記録及びトラップ等施設調査記録表（第2号様式）
- 選果施設作業日誌 など

#### <査察対象となる選果こん包施設>

- 今年、初めて登録した選果こん包施設【優先】
- 既登録だがこれまで査察対象となっていない選果こん包施設
- 上記以外の選果こん包施設（台湾側が指定）

※査察後台湾で登録されて初めて輸出向けに利用可能

#### <参考> 本県における査察の実施状況

- 令和5年度（10月 3日～ 4日）：新規及び既登録施設が対象
- 令和6年度（ 9月24日～26日）：新規及び既登録施設が対象

## 4.台湾向けりんごの残留農薬基準の遵守

### <発生事案>

- 令和6年12月に台湾へ輸出された県産りんごにおいて、台湾当局の検査により残留農薬基準値違反となった事案が発生。
- 県では、選果こん包施設事業者に対して、注意喚起を実施。

### <台湾向けりんごの残留農薬基準の遵守に向けた対応>

- ① りんごの輸出に際しては、輸出先の残留農薬基準値や輸出向けりんごの防除履歴を事前に確認すること。特に早生種・中生種では作業日誌等により収穫時期を確認すること。
- ② 必要に応じて、残留農薬分析を実施の上、輸出先の残留農薬基準に適合していることを確認すること。
- ③ 適切な防除や防除履歴が確認できない場合、当該りんごの輸出は行わないこと。

<参考>令和7年県りんご病害虫防除暦の中で、台湾残留農薬基準値が設定されていない農薬（成分）

○殺菌剤 カッシーニフロアブル（ピリフェン）

※カナメフロアブル（ピリフェン）、ミギワ20フロアブル（ピリフェン）は令和6年11月に基準値が設定されました。

○殺虫剤 ヨーバルフロアブル（ネジフロール）、ダニオーテフロアブル（アバクトール）

## 4.台湾向けりんごの残留農薬基準の遵守

### <残留農薬検査での不合格に対する台湾当局の措置内容>

- ① 台湾で不合格となったりんごは、台湾内で販売できないことから、台湾で廃棄処分するか返還される。
- ② 同一国から同一品目が6か月以内に3回不合格の場合、台湾当局から改善計画の提出が求められ、併せて、検査の抽出率が5パーセントから20パーセントに引き上げられる。また、改善計画を提出するまでに、3回不合格が発生した場合、全量検査となる。→ 他県の事案も合算
- ③ 引き続き、不合格が出た場合は、その農産物の輸入禁止措置が講じられる。

### <依頼内容>

基準値超過事案を把握した際、**当課まで情報提供**をお願いします。

# (様式) 選果こん包施設登録申請書

二国間協議に係る生果実輸出  
検査実施要領 第3号様式

第3号様式 (第3関係) ←

記載例

台湾向けりんご 選果こん包施設登録申請書

令和 7 年 月 日

植物防疫所 (弘前出張所) 植物防疫官 殿

※情報提供や緊急の確認事項等につきまして、ここに記載された TEL 又はメールアドレスに御連絡いたします。  
メールアドレスにつきましては、確実に内容確認していただける連絡先の記載をお願いします。

申請者住所 青森県弘前市大字上白銀町〇-〇  
申請者氏名 株式会社植防商事 代表取締役 〇〇 〇〇  
担当者 〇〇課 植防 三郎  
TEL 0172-〇〇-〇〇〇  
メールアドレス ringoxx@xxx.jp

下記施設を登録選果こん包施設として申請します。

| 選果こん包施設名<br>Name of packinghouse                                       | 所在地及び連絡先<br>Address and phone number                                                                             | 責任者氏名<br>Name of person in charge | 選果技術員氏名<br>Name of technical personnel for sorting | 夜間作業の有無                                                    | 施設情報の公表可否                 | 備考                                      |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------------|
| 株式会社植防商事<br>りんごセンター<br>Kabushikikaisha<br>Shokuboshoji<br>Ringo center | 青森県弘前市大字上白銀町 5-4<br>5-4, Kamishirosanecho,<br>Hirosaki-shi,<br>Aomori-ken<br>電話番号 (phone number)<br>0172-〇〇-〇〇〇〇 | 青森 一郎<br>Aomori Ichiro            | 黒石 太郎<br>Kuroishi Taro<br>弘前 花子<br>Hirosaki Hanako | 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> | 可・否 <input type="radio"/> | 植物防疫所ホームページへの施設情報の掲載について「可」「否」どちらかに○を記入 |

※夜間作業を行う場合は、当該選果こん包施設の開口部の閉鎖又は防虫網等による被覆により、ガルの侵入を防止できることが要件となる。

- (注1) .....には、輸入国及び対象生果実名を記載すること。  
(注2) 選果こん包施設名欄、所在地及び連絡先欄、責任者氏名欄並びに選果技術員氏名欄については、英文併記とすること。  
(注3) 選果技術員の配置が本要領で規定されていない場合は、選果技術員欄に「-」を記載すること。  
(注4) 夜間作業の有無欄について、夜間に選果こん包作業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」に○を記入すること。  
(注5) 施設情報の公表可否欄について、植物防疫所ホームページへの施設情報の掲載を可とする場合には「可」、不可とする場合は「否」に○を記入すること。

**(様式) 生産者名簿**

[illegible]

# (様式) 自己診断チェックリスト

|                                                            |  |                          |
|------------------------------------------------------------|--|--------------------------|
| (様式)                                                       |  | 令和 年 月 日                 |
| 台湾向けりんご等生果実の選果こん包施設 自己診断チェックリスト                            |  |                          |
| 事業者名                                                       |  |                          |
| ○該当する項目に、チェック(し印)してください。                                   |  |                          |
| 1 登録申請する生産園地は、県内に所在するものですか。                                |  | <input type="checkbox"/> |
| 2 最新のりんご防除暦と被害果実の識別ポスターを、施設内に掲示していますか。                     |  | <input type="checkbox"/> |
| 3 施設内に、防虫対策のトラップ(ハエ取り紙など)を設置し、調査結果を記録をしていますか。              |  | <input type="checkbox"/> |
| 4 昨年産りんご等生果実の防除履歴(落とし紙など)を保管していますか。(注)りんご等生果実の輸出の実施を問いません。 |  | <input type="checkbox"/> |
| 5 選果施設の作業日誌や製造日報を記録保管していますか。                               |  | <input type="checkbox"/> |
| 6 使用するりんごの防除履歴について、モモシクイガの防除が等間隔で適正に防除されているかを事前に確認していますか。  |  | <input type="checkbox"/> |
| 7 使用するりんごの防除履歴について、台湾の残留農薬基準に適合していることを事前に確認していますか。         |  | <input type="checkbox"/> |
| 8 選果する際に、選果作業員を技術指導する選果技術員を必ず配置していますか。                     |  | <input type="checkbox"/> |
| 選果こん包施設申請書と併せて、提出して下さるようお願いします。                            |  |                          |

## 【チェック項目】

- 登録申請する生産園地は、県内に所在するものですか。
- 最新のりんご防除暦と被害果実の識別ポスターを、施設内に掲示していますか。
- 施設内に、防虫対策のトラップ(ハエ取り紙など)を設置し、調査結果を記録をしていますか。
- 昨年産りんご等生果実の防除履歴(落とし紙など)を保管していますか。(注)りんご等生果実の輸出の実施を問いません。
- 選果施設の作業日誌や製造日報を記録保管していますか。
- 使用するりんごの防除履歴について、モモシクイガの防除が等間隔で適正に防除されているかを事前に確認していますか。
- 使用するりんごの防除履歴について、台湾の残留農薬基準に適合していることを事前に確認していますか。
- 選果する際に、選果作業員を技術指導する選果技術員を必ず配置していますか。

# (参考) 当資料と実施要領及び申請書様式は、 県庁りんご果樹課ホームページから入手できます。

    

現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 農林水産部 > りんご果樹課 > 台湾向け生果実検疫実施要領及び登録申請について

関連分野：[農業](#)

更新日付：2024年4月19日 [りんご果樹課](#)

## 台湾向け生果実検疫実施要領及び登録申請について

選果こん包施設の責任者は  
(1)「台湾向けりんご選果こん包施設申請書（台湾向け生果実選果こん包施設登録申請書（二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領\_第3号様式）」  
(2)「台湾向け生果実輸出選果こん包施設に係る登録生産者名簿」  
(3)「自己診断チェックリスト」  
を、令和6年（2024年）5月17日（金）までに、当課へ提出してください（電子メール推奨、または郵送・FAX）。

- ☐ 台湾向け生果実検疫実施要領本文  pdf版[336KB]
- ☐ 台湾向け生果実検疫実施要領様式（第1号～第5号）  pdf版[161KB]・  Word版
- ☐ 台湾向けりんご選果こん包施設申請書（台湾向け生果実選果こん包施設登録申請書（二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領\_第3号様式）」  
 pdf版[51KB]、  Word版[43KB]
- ☐ 【様式】登録生産者名簿  
 pdf版[27KB]、  Excel版[10KB]
- ☐ 【様式】自己診断チェックリスト  
 pdf版[76KB]
- ☐ 【令和6年度版】台湾向けりんご等生果実の選果こん包施設登録申請に係る手続き等について（令和6年4月19日）  
 pdf版[391KB]

関連ページ

この記事についてのお問い合わせ  
りんご果樹課・流通加工グループ  
電話：017-734-9491 FAX：017-734-8143  
[お問い合わせ](#) [このページを印刷する](#)

(掲載例) 昨年度の内容です

検索サイトで「青森県 りんご 台湾 輸出 検疫」で検索した結果から当該ページのリンクをクリックしてください。

旧年度の情報が出てくる場合は、そのページの「再読み込み」して7年度の内容であることを確認してください。